

第12次茨城県交通安全計画の概要

計画の位置づけ

根 拠：交通安全対策基本法第25条に基づく法定計画

計画期間：2026年度から2030年度までの5年間

内 容：県内における陸上交通※の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定める ※陸上交通：道路、鉄道、踏切道

策定機関：茨城県交通安全対策会議（会長：知事）

現状・課題

- ・高齢者の交通事故死者数は全体の約6割を占め、横断歩行中の事故に加えて、高齢運転者による事故の割合が増加。
- ・高齢者、こどもを始めとする多くの歩行者が安心して通行できる道路環境の整備や交通安全教育の推進が必要。
- ・飲酒運転による死者数は全国でもワースト上位であり、事故発生件数も横ばい状態。
- ・道路交通法の改正も踏まえ、自転車の安全利用の推進が必要。
- ・在留・観光の外国人が増加する中で、外国人が関わる事故が増加。

重視すべき視点

1 道路交通

- ・高齢者の交通安全確保
- ・こどもの交通安全確保
- ・生活道路等における交通安全確保
- ・飲酒運転の根絶
- ・自転車等の安全な利用

【特に注視すべき事項】・外国人の交通安全対策

・先進技術の活用推進

【横断的に重要な事項】・地域が一体となった交通安全対策の推進

2 鉄道交通

- ・重大な列車事故の未然防止
- ・利用者等の関係する事故の防止
- ・事故の教訓を活かした総合的な交通安全施策

3 踏切道

- ・それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進
- ・社会を取り巻く環境の変化を見据えた踏切道の安全性向上

数値目標

※目標値について、道路は「暦年」、鉄道及び踏切道は「年度」による集計

	項目	2023	2024	2025	目標（2030）
道路	交通事故死者数（人）	93	94	82	65人以下
	交通事故重傷者数（人）	654	649	629	500人以下
	人身交通事故件数（件）	6,489	6,005	6,162	4,300件以下
鉄道	列車の運転による乗客の死者数（人）	0	0	—	0
	鉄道運転事故全体の死者数（人）	10	2	—	減少
踏切道	踏切事故の発生件数（件）	7	2	—	0

第12次茨城県交通安全計画の概要

基本理念 1.交通事故のない社会を目指して 2.人優先の交通安全思想 3.少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

※下線部分は新たに追加する項目

1 道路交通の安全

(1)道路交通環境の整備	「ゾーン30」や「<u>ゾーン30プラス</u>」の整備等の生活道路における交通安全対策の推進 - 学校、教育委員会、警察、道路管理者等が連携した通学路の安全点検及び道路危険箇所の改善の推進 - 交通安全施設等の適切な維持管理や高齢者や外国人にも分かりやすい交通安全施設等の整備の推進
(2)交通安全思想の普及徹底	- 関係団体や民間企業等と協力した参加・体験・実践型の段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 - 県民一人一人に広く交通安全思想の普及・浸透を図るための交通安全運動の推進 <u>外国人に対する交通安全教育の充実</u> <u>ライフステージに応じた自転車の安全利用に係る交通安全教育の推進</u> - 飲酒運転の根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発の推進
(3)安全運転の確保	- 運転技能に着目したきめ細かな講習の実施等の高齢運転者教育の充実 - 安全運転管理者の意識向上や安全運転管理業務の確実な実施に向けた指導の強化 - 事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の実施 - 道路交通に影響を及ぼす気象情報や自然災害発生時における情報提供
(4)車両の安全性の確保	- 自転車の定期的な点検整備や損害賠償責任保険等への加入促進等による自転車の安全利用の推進 「安全運転サポート車」の実車体験活動等の先進安全技術の普及促進 <u>特定小型原動機付自転車やペダル付き電動バイク等の新しいモビリティの安全対策の推進</u>
(5)道路交通秩序の維持	- 飲酒運転、妨害運転等の悪質・危険な違反や、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの推進 <u>悪質・危険な自転車利用者に対する指導取締りの推進</u>
(6)救助・救急活動の充実	消防機関と医療機関の緊密な連携・協力関係の確保と、救助・救急体制及び救急医療体制の整備
(7)被害者支援の充実と推進	被害者等の心情に配慮した相談業務及び情報提供、公共交通事故被害者等支援の充実
(8)交通安全に関する調査分析の充実	人、道路及び車両についての総合的な交通事故分析に基づく事故予防施策の確立

2 鉄道交通の安全

(1) 鉄道交通環境の整備	- 鉄道施設等の安全性の向上 - 運転保安設備等の整備
(2) 鉄道の安全な運行の確保	- 運転士の資質の保持 - 気象情報等の充実 - 大規模事故等の発生時の適切な対応

3 踏切道における交通の安全

(1)踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	- 踏切道の立体交差化や踏切拡幅 <u>踏切道における踏切道内誘導表示の設置等のバリアフリー化の促進</u>
(2) 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	- 障害物検知装置、警報装置等の踏切保安設備の整備 - 道路標識、道路標示等の視認性向上